

平成 30 年度第 4 回 大船渡市国民健康保険運営協議会 会議録

平成 31 年 2 月 7 日（木曜日）午後 1 時 30 分開議

会議日程

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 会議録署名委員の指名

5 報 告

(1) 報告第 1 号 平成 30 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）を定めることについて

(2) 報告第 2 号 平成 30 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 3 号）を定めることについて

6 議 事

(1) 諮問第 1 号 平成 30 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）を定めることについて

(2) 諮問第 2 号 平成 30 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 4 号）を定めることについて

(3) 諮問第 3 号 平成 31 年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて

(4) 諮問第 4 号 平成 31 年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて

7 そ の 他

8 閉 会

本日の会議に付した事件

～会議日程に同じ～

出席委員（10名）

公益代表委員

田村福子君

下田初雄君

武田暁子君

崎山恵美子君

保険医・保険薬剤師代表委員

瀧向透君

岩渕由之君

金野良則君

被保険者代表委員

熊谷勵君

沼田京子君

朴澤美代子君

欠席委員（2名）

保険医・保健薬剤師代表委員

大津定子君

被保険者代表委員

高木久子君

事務局出席者

市長

戸田公明君

生活福祉部長

後藤俊一君

生活福祉部国保年金課長

佐藤信一君

総務部税務課長

熊澤正彦君

生活福祉部国保年金課長補佐

佐藤淳君

生活福祉部国保年金課係長

武田貴子君

午後1時30分開会

○生活福祉部長（後藤俊一君） 本日はお忙しいところご出席を頂きまして誠にありがとうございます。進行を務めさせていただきます生活福祉部長後藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

これより平成30年度第4回大船渡市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

○生活福祉部長（後藤俊一君） それではここで戸田市長より挨拶を申し上げます。

○市長（戸田公明君） 本日は、田村会長様をはじめ委員の皆様には、ご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃より当市国民健康保険事業をはじめ市政各般にわたり、ご支援、ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険制度は、持続可能な医療保険制度とするため、今年度から県と市町村の共同で運営しておりますが、去る1月17日には、岩手県から平成31年度に各市町村が県に納付する国民健康保険事業費納付金の最終算定結果が示されたところであります。納付金方式への変更に伴いまして、当市の被保険者の保険税の負担が増額となるよう算定されましたが、国の財源措置などにより当市を含め9市町が激変緩和措置を受けることで税負担の急激な上昇が抑制されており、これに基づき、当市の平成31年度の国民健康保険予算を取りまとめたところであります。

しかしながら、医療の高度化などにより1人当たりの医療費が伸びていることや、激変緩和の財源の減少などを考慮すると、段階的に激変緩和措置が縮小され各市町村が相応の負担増を求められることとなります。被保険者の税負担を適正な水準にするためにも、引き続き市民の健康維持と医療費の適正化に取り組んで参りますので、皆様のご理解とご協力をお願いする次第であります。

本日の会議は、市議会3月定例会に提案させていただき、平成30年度国民健康保険特別会計の補正予算、平成31年度の当初予算についてご審議いただくものです。

委員の皆様方には、ご忌憚のないご審議をお願いいたしまして、開会に当たってのあいさつといたします。どうぞ、よろしくお願いたします。

○生活福祉部長（後藤俊一君） 続きまして、田村会長よりご挨拶をお願いいたします。

○公益代表委員・会長（田村福子君） 市長さんからご挨拶を頂戴いたしましたので、私の方からは一言だけ挨拶を述べさせていただきます。

今日この会場に来たときひやっとしたんですね。今日は外の方が暖かいですので、皆さんにそのようにお話したのですが、そういったように温度の寒暖の差が今の季節はありますし、これからまた、風が吹いてくると花粉症が始まって参ります。また、簡単な例ですとインフルエンザも流行っていますし、まあ大船渡病院の院長先生に聞いたところ、段々、下火にはなってきたそうですが、皆様方におかれましても体調管理をしていただきたいと思います。それから、平成もあと、2ヵ月あまりとなっておりますので、新しい年号が何になるのかそれを楽しみにしたいなと思っております。

今日は、議事がたくさんありますので、皆さんのご協力を得ながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○生活福祉部長（後藤俊一君） ありがとうございます。この後、引き続き会議に入ります

が、ここで戸田市長は別公務のため退席とさせていただきます。

(市長退席)

本日の出席者は、現時点で 10 名の方々であり、欠席の通告があった議員は、大津定子委員、高木久子委員の 2 名でございます。

大船渡市国民健康保険条例施行規則第 4 条による定足数に達しておりますので、本日の会議は成立となります。

それでは、日程に従いまして、進めさせていただきます。

会議の議長につきましては、大船渡市国民健康保険条例施行規則第 2 条の規定により、これからの進行は会長をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長(田村福子君) さっそく議事を進めさせていただきます。

それでは日程の 4 番目、会議録署名委員の指名でございますが、本日の会議録署名委員は公益代表の下田初雄委員と被保険者代表の朴澤美代子委員のお二人を指名いたしますのでよろしくお願い致します。

それでは 5 番の報告に移らせていただきます。報告第 1 号、平成 30 年度大船渡市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 4 号)を定めることについて、報告第 2 号、平成 30 年度大船渡市国民健康保険特別会計(診療施設勘定)補正予算(第 3 号)を定めることについての 2 つを一括して、事務局からの説明を求めます。

○国保年金課長(佐藤信一君) それでは、報告第 1 号、平成 30 年度大船渡市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 4 号)、及び報告第 2 号、平成 30 年度大船渡市国民健康保険特別会計(診療施設勘定)補正予算(第 3 号)が、昨年 12 月 25 日の市議会にて可決されましたので、専決処分の例にならigo報告いたします。

本来でございましたら、国民健康保険特別会計予算に関するものであることから、諮問に附してご審議いただくところですが、議会開会中の追加提案でもあり、その暇がなかったことから、議決の内容について、本日の運営協議会にてご報告させていただくものでございます。

資料は、(事業勘定)補正予算(第 4 号)につきましては、別紙の「資料 1-1」と別冊「資料 1-2」、(診療施設勘定)補正予算(第 3 号)につきましては、別紙「資料 2-1」と別冊「資料 2-2」となります。

はじめに、「資料 1-1」の予算説明資料をご覧願います。

事業勘定(第 4 号)の補正は、岩手県の例に準じた給与の改正に伴う人件費の調整でございます。

最初に、歳入につきましては、6 款繰入金ですが、人件費の増額に伴い、一般会計からの繰入金を、38 万 2 千円増額いたします。

次に歳出は、1 款総務費が、国保年金課職員分 6 人分と税務課職員 2 人分の給与改定に伴い、人件費を 38 万 2 千円増額いたします。

それでは、次に「資料 1-2」(事業勘定)補正予算(第 4 号)の 1 ページをお開き願います。

平成 30 年度 大船渡市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 4 号)。

平成 30 年度大船渡市の国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,321万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、歳入、歳出それぞれの款、項、補正額の順に申し上げます。

歳入でございます。

6款 繰入金、1項 他会計繰入金、38万2千円の増

以上、補正額の合計額は、38万2千円の増で、歳入合計額を47億3,321万7千円とするものでございます。

次に歳出でございます。

1款 総務費、1項 総務管理費、28万9千円の増

2項 徴税費、9万3千円の増

以上、補正額の合計額は、38万2千円の増で、歳出合計額を47億3,321万7千円とするものでございます。

なお、補正予算に関する説明書の説明は省略をさせていただきます。

続いて、「資料2-1」の予算説明資料をご覧ください。

診療施設勘定（第3号）の補正は、岩手県の例に準じた給与の改正に伴う人件費の調整でございます。

最初に、歳入につきましては、4款繰入金ですが、人件費の増額に伴い、一般会計からの繰入金を、90万6千円増額いたします。

次に歳出は、1款総務費が、全診療所15人分の給与改定に伴い、人件費を90万6千円増額いたします。

それでは、次に「資料2-2」（診療施設勘定）補正予算（第3号）の1ページをお開き願います。

平成30年度 大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）。

平成30年度大船渡市の国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,814万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、歳入、歳出それぞれの款、項、補正額の順に申し上げます。

歳入でございます。

4款 繰入金、1項 他会計繰入金、90万6千円の増

以上、補正額の合計額は、90万6千円の増で、歳入合計額を2億9,814万3千円とするものでございます。

次に歳出でございます。

1款 総務費、1項 施設管理費、90万6千円の増

以上、補正額の合計額は、90万6千円の増で、歳出合計額を2億9,814万3千円とするものでございます。

なお、補正予算に関する説明書の説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田村福子君） ただ今、事務局から説明がございましたが、皆様の方からは何か質問はございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） それでは日程5の報告を終わらせていただきます。

それでは6番の議事に入ります。諮問第1号 平成30年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）を定めることについて

事務局からの説明を求めます。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは、諮問第1号についてご説明申し上げます。

諮問第1号 平成30年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、別紙の「資料3-1」と別冊「資料3-2」となります。

はじめに、「資料3-1」の予算説明資料をご覧いただきます。

今回の補正予算は、年度末を迎え、各費用の内容を精査した決算見込みによる、歳入・歳出の補正で、補正額は4,983万7千円の減額となっております。

以下、歳入、歳出とも大きな要因についてご説明申し上げます。

はじめに、歳入ですが、1款の国民健康保険税が、納付実績による収入見込により、現年課税分及び滞納繰越分の全体で729万7千円の減額となっております。

次に、6款の繰入金ですが、事業費の再算定により、一般会計からの繰入金が4,772万2千円の減額となっております。

内訳は、保険基盤安定繰入金が7割軽減世帯の減少等により470万円の減額、職員給与費等繰入金がシステム改修費やパソコン購入費の減額等により800万円の減額、財政安定化支援事業繰入金が、事業費が確定したことにより、3,502万2千円の減額となっております。

続いて、歳出でございます。

2款の保険給付費ですが、給付実績を基に算定した決算見込みにより、4,659万円の減額となっております。

内訳としては、主なものとしては退職被保険者の療養給付費が、退職被保険者数が見込みより大幅に減少したことにより、4,200万円の減となっております。

次に、3款の国民健康保険事業費納付金ですが、こちらは支出額が確定したことにより、268万7千円の増額となっております。

他の項目については、ご覧のとおりですので後ほどお目通し願います。

それでは、次に「資料3-2」(事業勘定)補正予算(第5号)の1ページをお開き願います。

平成30年度 大船渡市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)。

平成30年度大船渡市の国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,983万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,338万円とする。

第2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入、歳出とも、款、項、補正額の順に申し上げます。

歳入でございます。

1款 1項 国民健康保険税、729万7千円の減

4款 県支出金、1項 県補助金、524万2千円の増

6款 繰入金、1項 他会計繰入金、4,772万2千円の減

8款 諸収入、2項 雑入、6万円の減

以上、補正額の合計額は、4,983万7千円の減で、歳入合計額を46億8,338万円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

1款 総務費、1項 総務管理費、302万6千円の減

2項 徴税費、77万2千円の減

2款 保険給付費、1項 療養諸費 4,689万円の減

5項 葬祭諸費、30万円の増

3款 1項 国民健康保険事業費納付金、268万7千円の増

5款 保健事業費、1項 特定健康診査等事業費、194万4千円の減

6款 1項 基金積立金、2千円の増

7款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、49万4千円の減

2項 繰出金、30万円の増

以上、補正額の合計額は、4,983万7千円の減で、歳出合計額を46億8,338万円とするものでございます。

なお、補正予算に関する説明書の説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長(田村福子君) ただ今、事務局から説明がございましたが、皆様の方からは何か質問はございませんでしょうか。

○公益代表委員(下田初雄君) 資料3-1の歳入について、お聞きします。1款 国民健康保険税の補正額がマイナスになっている理由ですが、12月までの納付実績によるとのことでしたが、

収入額が少なくなると見込んだものでしょうか。

○**税務課長（熊澤正彦君）** 下田委員がおっしゃるとおり決算見込みでございますので、これが決算に近づくと考えており、総体的には、減額なんですけど、具体的に申し上げますと、一般の医療費とか後期支援分とかは当初の被保険者の課税所得が上回って、プラス要素もありますが、ただ、12月末現在で滞納繰越分が昨年度当初予算での収納率に追いついていないので、総体で729万7千円の減額としたところです。

○**公益代表委員（下田初雄君）** 年度末にこれくらいのマイナスが生じるのではなかろうかというものを補正予算に立てたということですね。その大きなものは、保険税の滞納が非常に多いということですね。

○**税務課長（熊澤正彦君）** 滞納繰越部分の収納率がなかなか確保できないというものです。

○**議長（田村福子君）** それでは諮問第1号について原案を承認する旨を答申することとしてご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

ご異議がないようですので諮問第1号について原案を承認することを答申致します。

それでは次に諮問第2号。平成30年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）を定めることについて事務局からの説明をお願い致します。

○**国保年金課長（佐藤信一君）** それでは、諮問第2号についてご説明申し上げます。

諮問第2号 平成30年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、別紙の「資料4-1」と別冊「資料4-2」となります。

はじめに、「資料4-1」の予算説明資料をご覧ください。

今回の補正予算は、年度末を迎え、各費用の内容を精査した決算見込みによる、歳入・歳出の補正で、補正額は2,363万2千円の減額となっております。

以下、歳入、歳出とも大きな要因についてご説明申し上げます。

はじめに歳入ですが、1款の診療収入が4,249万3千円の減額となっております。

これは、各診療所の内科診療の患者数が減少していることによるもの、及び新たに診療開始した吉浜診療所の小児科患者数の、診療実績による収入見込みによるものです。

次に4款の繰入金、1,949万7千円の増額ですが、1款の診療収入が減少したことに伴う、運営費不足分の一般会計からの繰入金1,919万7千円の増が主なものです。

続いて歳出ですが、2款の医業費において、患者数の減少等に伴い、主に医薬品購入費の減額により、2,310万8千円の減額となっております。

他の項目については、ご覧のとおりですので後ほどお目通し願います。

それでは、「資料4-2」の（診療施設勘定）補正予算（第4号）の1ページをお開き願います。

平成30年度 大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）。

平成30年度大船渡市の国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,363万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,451万1千円とする。

第2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入、歳出とも、款、項、補正額の順に申し上げます。

歳入でございます。

1款 診療収入、1項 入院外収入、4,146万7千円の減

2項 その他の診療収入、102万6千円の減

2款 使用料及び手数料、2項 手数料、46万4千円の減

3款 国庫支出金、1項 国庫補助金、7万2千円の減

4款 繰入金、1項 他会計繰入金、1,919万7千円の増

2項 事業勘定繰入金、30万円の増

7款 1項 市債、10万円の減

以上、補正額の合計額は、2,363万2千円の減で、歳入合計額を2億7,451万1千円とするものでございます。

続いて歳出でございます。

1款 総務費、1項 施設管理費、52万4千円の減

2款 1項 医業費、2,310万8千円の減

以上、補正額の合計額は、2,363万2千円の減で、歳出合計額を2億7,451万1千円とするものでございます。

次に3ページをお開き願います。

第2表 地方債補正ですが、変更部分は起債の借入限度額を10万円減額し、130万円とするものでございます。

なお、補正予算に関する説明書の説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田村福子君） ただ今事務局の方からご説明がございましたが、皆様方からご質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○公益代表委員（下田初雄君） 資料の4-1 歳入の1款 診療収入のそれぞれ綾里から歯科診療所までマイナスとなっていますが、これは、この地域で健常者が増え、患者が少なくなったことによるものでしょうか、またはこの地域から大船渡方面のほうに患者が動く率が多いからなのでしょうか。そのあたりは如何か。どうゆう見方をしているもののでしょうか。

○国保年金課長（佐藤信一君） 今回の補正予算で4200万円ほど減額となっております。一番大きいのは、吉浜診療所で2300万円ほど減額になっています。一つの要因として全体的に三陸地区は人口減少率が、大船渡地区より高い率となっております。自然的に患者数が減となって

おります。また、従前、短い期間で薬の処方を出しておりましたが、新しい医師が着任してからは、2、3ヶ月の長い期間での処方になってきておりました、トータルとして減少していると考えられます。また、平成30年1月から吉浜診療所では小児科も標榜しておりました内科と併せて診療しておりますが、平成30年度の小児科診療分は期待も込めて大きなものとして計上していたところでありまして、現状に即した形で当初予算に比べて減額して補正するものです。

なお、小児科については、徐々に患者数を増やしておるところでありまして、以前の平成29年1月から12月までの患者数と平成30年1月から12月までの患者数を比較しますと、716人増えております。うち小児が826人になっております。今後も他地区からの受診を期待するものです。

○議長（田村福子君） それではお諮りいたします。諮問第2号について原案を承認することを答申することについてご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

ご異議がないようですので諮問第2号について原案を承認することを答申致します。

それでは次に諮問第3号。平成31年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて事務局からの説明をお願い致します。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは、諮問第3号についてご説明申し上げます。

諮問第3号 平成31年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、別紙の「資料5-1」と別冊「資料5-2」となります。

今回ははじめに、別冊の「資料5-2」の予算書の1ページをお開き願います。

平成31年度 大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）。

平成31年度大船渡市の国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億8,402万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第2号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以降の説明につきましては、別紙「資料5-1」により説明をさせていただきます。

まず、基本的な考え方でございますが、

ご承知のとおり、国民健康保険制度の改正によりまして、平成30年度から県が財政運営の主体となり、また、財政運営の仕組みが変わり、県が市町村ごとに決定した国民健康保険事業費納付金を市町村が県に納付し、また、県からは療養諸費、高額療養費、移送費の保険給付に必

要な費用を全額、保険給付費等交付金により支払われることになりました。

前年度に比べまして、歳入の保険給付費等交付金は 0.7%の微増、歳出の国民健康保険事業費納付金は 5.7%の微減となり、予算規模は前年度に比べ、約 1 億 1 千万円の減、率にして 2.4%の減となったところです。

国民健康保険税は、税率を現行どおりとし、一般被保険者の現年度分収納率を前年度と同等と見込んだものの、退職被保険者の現年度分収納率を 94.8%で算定し、市民所得と被保険者の減少等を反映した結果、現年度分の収納額では対前年度当初予算比で 1.7%減、滞納繰越分を含めた収納額の合計では 1.3%の微減と見込んでおります。

中でも、31 年度に対象者がなくなる退職被保険者の収納額を 83.7%の減と見込んでおります。繰入金は、保険基盤安定分、財政安定化支援事業分が前年度よりそれぞれ約 2 千 1 百万円、約 4 千 2 百万円の減となり、対前年度比 16.7%の減と見込んでおります。

保険給付費は、一人当たりの医療費は増嵩(すう)傾向が続いておりますが、被保険者数の減により、総額で対前年度比 1.5%の減と見込んでおります。

次に、予算の概要でございますが、要点のみの説明とさせていただきます。

はじめに、歳入でございます。

1 款 国民健康保険税は、7 億 7,182 万 1 千円となっており、被保険者世帯数の減少等により、対前年度比で 1.3%の減となっております。

4 款 県支出金は、33 億 8,383 万 6 千円となっており、保険給付費のうち療養諸費、高額療養費、移送費の支出額と同額が、保険給付費等交付金の普通交付金として県から交付されますし、保険者努力支援分や特別調整交付金等が特別交付金として交付されます。前年度より 1.0%の減となっております。

6 款 繰入金、3 億 1,735 万 8 千円ですが、国民健康保険税の軽減分や職員給与費等事務費などの一般会計からの繰入れとなっております。

続いて資料の裏面になりますが、歳出でございます。

1 款 総務費ですが、9,742 万 3 千円となり、内容は人件費や国保連合会への負担金等で、そのほとんどが一般会計からの法定の繰入れによって賄われているものでございます。

2 款 保険給付費は、32 億 6,521 万 9 千円となり、内容は保険者が負担する給付費で、通常は医療費の 7 割を給付しており、前年度当初予算との比較では、1.5%の減となっております。なお、内訳はご覧のとおりでございます。

3 款 国民健康保険事業費納付金は、10 億 6,757 万 5 千円でございます。

各市町村ごとの所得割合、被保険者数割合及び医療費水準を反映して算定した額を県へ納付するもので、先般、県から平成 31 年度の納付金額の算定結果の通知があり、当市の納付金額は 10 億 6,757 万 2,980 円となったところであります。

平成 31 年度の納付金額の算定に当りましては、納付金方式への制度改正に伴い、保険税負担が急激に増加しないよう、新たに一定割合の上昇で抑える激変緩和措置が講じられることになりました。

最終的には、一定割合は、医療費の平均伸び率 3.34%と、激変緩和措置に活用可能な財源の状況による係数 1.99%を加算した、5.33%と設定され、当市においてもこの激変緩和措置の対象となり、平成 31 年度の 1 人当たりの保険税額は、平成 28 年度の保険税額から 5.33%上昇す

ることになったところでございます。

なお、納付金算定の詳細な内容については、別冊の「資料7」をご覧ください。

5款 保健事業費につきましては、3,335万9千円となり、特定健診事業、医療費及びジェネリック医薬品の差額通知、及びレセプト点検事業等に係る費用を計上しております。

特に、特定健診の受診率の向上と、ジェネリック医薬品の普及拡大につきましては、医療費の抑制効果が大きいものと考えており、関係機関の協力をいただきながら、引き続き取り組みを強化したいと考えております。

8款 予備費を、事務費の予算不足に対応するため、新たに200万円計上いたしました。

平成30年度においては、制度改正により保険給付費の支払いに対しては、全額を県からの交付金により対応することとなったため予備費の予算計上を行わなかったものですが、平成31年度におきましては、現在盛岡地方裁判所において審理しております、第三者行為による損害賠償訴訟の裁判の展開によっては、控訴の可能性もあり、訴訟費用など緊急の対応の必要性などを考慮して予備費を計上したものでございます。

なお、国保事業勘定の財政運営につきましては、歳入では、唯一の自主財源である国保税も所得の状況が好調のことから一定の財源が確保されておりますが、その反面、一人当たりの医療費の増加や、県納付金の算定に係る激変緩和措置の段階的な縮小、震災被災者の一部負担金免除措置の延長による負担の継続もあることから、平成31年度も依然として厳しい財政状況となっております。

また、県へ納付する納付金額の算定においては、各市町村の医療費水準が大きく影響してまいりますので、健康推進を積極的に働きかけ、なお一層の医療費適正化を図って行く必要があると考えております。

説明は以上でございます。

○議長（田村福子君） ただ今事務局の方からご説明がございましたが、皆様方からご質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君） 例えば資料3-1とかの予算を執行すれば、また補正があると、前年度の予算の歳入から考えて、2.4%の差額が、1億1千万円の減額となったという手続きとなった。今の補正の状況から考えると。国保税はそれほど今の現状と変わらないが、県から来る分がそれぐらい減ると、激変緩和措置で入ってくる県の支出が減る見込みとなった場合、大丈夫なものですかとお尋ねしたい。

○生活福祉部長（後藤俊一君） 金野委員さんから質問がありました国保事業勘定予算の予算編成の考え方についてですが、一般会計予算ですと、歳入にこれぐらいの予算がありますからこのぐらいの事業がてきますよということになります。例えば歳入が10億円あれば、10億しかできませんよということになります。国保の事業勘定予算はこれとは全く逆の見方で考えるものでして、保険給付費でどれだけ支出するかということ、出の部分の確定をしまして、歳出に見合う額を歳入で調整するというものになります。最終的に、県の支出金とかが少なければ、当然税でもって充てざるを得ないものになります。いわば、歳出と歳入の帳尻合わせという形の側面から、たぶんに数千万円単位で金額が上下しながらの予算編成となっている状況であります。これは前年度、前々年度の医療費の精算とかで返したり、余計に支払ったりとかさうい

った事務が避けられないものがあります。基本的にそのようなことで編成しているということをご理解いただきたいと思います。

○**保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君）** 質問というか意見になってしまいますが、歳出の納付金の説明の中で、「ジェネリック医薬品の普及拡大につきましては、医療費の抑制効果が大きいものと考えており」ということでしたので、ぜひジェネリックだけでなく、残っている薬を無くする活動にも保険者側の方で力を入れていただきたい。

○**議長（田村福子君）** それではお諮りいたします。諮問第3号について原案を承認することを答申することについてご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

ご異議がないようですので諮問第3号について原案を承認することを答申致します。

それでは次に諮問第4号。平成31年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて事務局からの説明をお願い致します。

○**国保年金課長（佐藤信一君）** それでは、諮問第4号についてご説明申し上げます。

諮問第4号 平成31年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、別紙の「資料6-1」と別冊「資料6-2」になります。

はじめに、別冊の「資料6-2」の予算書の1ページをお開き願います。

平成31年度 大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）。

平成31年度大船渡市の国民健康保険特別会計（診療施設勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,790万7千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

以降の説明につきましては、別紙「資料6-1」により説明をさせていただきます。

まず、基本的な考え方でありますが、

診療収入は、患者数を医科は1日平均57.2人、歯科は1日平均21.8人と見込み、患者数の減により前年度より約3,300万円、17.6%の減となっております。

また、歳出については、医薬費総額で、薬剤購入費用の大幅な減少等から、前年度より約2,300万円、29.7%の減となっております。

このような状況から、一般会計からの運営費分及び公債費分の繰入金は、前年度より約1,500万円、15.9%の大幅な増となっております。

次に、予算の概要でございますが、要点のみの説明とさせていただきます。

まず、歳入でございますが、

1款 診療収入は、1億5,388万7千円で、先ほど申し上げましたように対前年度比で17.6%

の減としたところでございます。

4款 繰入金 1億1,846万2千円につきましては、診療所運営費分に対する一般会計繰入金が約1,500万円増加しており、全体として対前年度比で15.7%の増となっております。

7款 市債 280万円は、医療機器購入に係る市債でございます。

続いて、資料の裏面になりますが、歳出でございます。

1款 総務費ですが、1億9,998万5千円となっており、職員給与費、施設維持管理費及び研究研修費でございます。

なお、越喜来診療所の空調設備、エアコンでございますが、増設工事に係る、設計、管理の委託料及び工事請負費、総額954万4千円が計上されております。

2款 医業費ですが、5,507万5千円となり、医薬品購入費用の減少により、対前年度比29.7%の減となっております。

3款 公債費は、2,284万7千円で、完済による利子分の減、新規の医療機器購入による元金分の増となっております。

説明は以上でございます。

○議長（田村福子君） ただ今事務局の方からご説明がございましたが、皆様方からご質問はございませんか。

○公益代表委員（下田初雄君） 先ほどの説明で「医業費総額で、薬剤購入費用の大幅な減少等から、前年度より約2,300万円、29.7%の減となっております」がこれは30パーセント減と非常に大きいものだが、減少した理由は、ジェネリック医薬品の使用による効果か、それとも患者の減少によるものであるかお尋ねします。

○国保年金課長（佐藤信一君） 一番大きな理由は、歳入の方でご説明した診療収入の今年度実績を踏まえ17.6%の現状となりますが、患者数の減少に伴って使用する医薬品が減少すると見込んでおります。さらに、ジェネリック医薬品の使用割合については、前回の運営協議会でもご説明しましたが、越喜来診療所や新しい医師も高い率の使用に取り組んでおるようございます。

○保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君） 関連して、薬剤購入費用についてですが、医薬品のロスはどのような状況に把握されているかお尋ねします。

○国保年金課長（佐藤信一君） 調剤については、越喜来診療所、吉浜診療所では院内処方を行っており、毎月、薬の管理、たな卸しをこまめにやっております。また、注文して、こまめに毎日のように配達されるなど患者に応じて、その動向を見ながら行っております。ロスの詳細については把握しておりません。

○生活福祉部長（後藤俊一君） 降圧剤などの生活習慣病で通常よく出される薬剤については、吉浜、越喜来でやり取りは可能であり、めったに出ないものであれば、院外処方で対応している。購入単位があるため、無駄が出ないかたちで在庫管理、購入方法と取り組んでおります。

○保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君） 我々の薬局では月100万円程度のこともあるので、診療所はどうかかなと。

○国保年金課長（佐藤信一君） 部長が申し上げたとおり、吉浜診療所では院内、院外を併用しながら行っているようです。

○生活福祉部長（後藤俊一君） 県立病院は購入単位が大規模だと思いますが、如何でしょうか。

○保険医・保険薬剤師代表委員（淵向透君） 医薬品はまとめて買いますし、院外処方にして
いる場合もあります。

○議長（田村福子君） それではお諮りいたします。諮問第4号について原案を承認することを
答申することについてご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

ご異議がないようですので諮問第4号について原案を承認することを答申致します。

続いて、議事の7、その他ですが、委員の皆様から何か提案事項はございませんでしょうか。

○議長（田村福子君） その他委員の皆様の方からございますか、無いようですので、それでは
以上をもって議事を終了とさせていただきます。ご審議ありがとうございました。事務局にお
返しいたします。

○生活福祉部長（後藤俊一君） 田村会長さんありがとうございます。慎重なご審議を頂き
まして誠にありがとうございました。次に日程第6のその他でございますが、委員の皆様から
何かございますでしょうか。

○生活福祉部長（後藤俊一君） それでは事務局からでございますが、何点かご報告したい事
項がございますのでご説明させていただきます。

○国保年金課長（佐藤信一君）

（事務連絡として、以下3項目を説明）

- ・ 国保税部分の改正を含んだ市税条例の一部を改正する条例と、補正予算の専決処分につ
いて
- ・ 第三者行為による損害賠償請求に係る訴訟の審理経過について
- ・ 平成31年度に県へ納付する納付金の算定結果について

○生活福祉部長（後藤俊一君）

それでは以上で第4回大船渡市国民健康保険運営協議会を終了とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

午後2時38分閉会